

令和4年度 第21回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年3月17日（金） 午前10時00分から11時05分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 長 小 松 哲 也
委 員 中 本 久美子
委 員 細 田 耕 治
- 2 事務局職員 事務局長 川 本 晴 彦 任用課長 尾 田 聡 子
係 長 米 田 康 孝 係 長 山 口 玲 夏
※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について（給与勧告関係）
議案第2号 人事委員会定めの一部改正について（期末手当及び勤勉手当関係）
議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について（定年引上げ関係）
議案第4号 選考により採用する職に係る承認について（心理カウンセラーの職）
議案第5号 職員の採用選考について
報告第1号 令和4年（審）第2号事案に係る審査請求の取下げについて

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第4号は公開、議案第5号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正（給与勧告関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正し、定めを制定する。

1 改正する規則及び制定する定め of 名称

(1) 規則（一部改正）

- ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）
イ 職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）

(2) 定め（制定）

- ア 令和4年改正条例附則第5項の規定に基づく号給の調整について（通知）

2 概要

本委員会の職員の給与に関する勧告に基づく給料表の改正等を踏まえた規則の改正等を行う。

(1) 規則

- ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

- (ア) 給料表の改正（切替）に伴う昇格時号給対応表の改正
- (イ) 50歳を超える職員の標準昇給号給数の改正に伴う昇給号給数表の改正

イ 職員等の給与の支給に関する規則

第1号会計年度任用職員（会計年度パートタイム職員）の報酬上限の改正（月額、日額、時間額等）

(2) 定め

ア 令和4年改正条例附則第5項の規定に基づく号給の調整について（通知）

50歳を超える職員の標準昇給号給数の改定により、いわゆる新法有利が生じていることから、令和5年4月1日において50歳に達している職員の昇給については、改正後の給与条例の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる限度において必要な調整を行うことができるとされており、その調整内容を定める。

3 施行（適用）日

令和5年4月1日（施行日から適用）。ただし、2（1）ア（ア）については公布日（令和4年4月1日から適用）。

◇議案第2号

人事委員会定め（期末手当及び勤勉手当関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり定めの一部を改正する。

1 改正する定め of 名称

期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和41年2月1日付発鳥人委第12号）

2 概要

教育職給料表（1）の職務の級1級に属する職員の期末手当及び勤勉手当の役職段階別加算（100分の5）に係る経験年数について、大学4卒15年（現行：大学4卒23年）に短縮する。

3 施行日

令和5年4月1日（令和5年6月期支給分から適用）

◇議案第3号

人事委員会規則等の一部改正（定年引上げ関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則及び定めを制定し、規則及び定めの一部を改正する。

1 概要

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）が令和4年9月定例議会で議決されたことを踏まえ、関係する人事委員会規則等について所要の改正等を行うもの。

2 規則等の主な改正内容

(1) 規則及び定め of 制定

- 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則

- 給与条例附則第 11 項、第 13 項、第 15 項又は第 16 項の規定による給料の運用について
- 任期を定めて任用される職員等の管理職手当等について
 - ・ 任期を定めて任用される職員等に支給される管理職手当等について、任命権者が部局内の他の職員との均衡を考慮し、人事委員会と協議して、別に手当の額を定めることができることとする。

(2) 規則の一部改正

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
 - ・ 人事委員会勧告を受けた給与条例改正による勤勉手当の支給割合の引上げを踏まえた成績率とする。
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員の成績率を定年引上げの対象となる職員と同様とする。
- ② 職員の定年等に関する規則
 - ・ 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に準ずる職について規定する。
 - ・ 管理監督職への任用の制限の特例に係る当該職員からの同意等の手続きについて規定する。
 - ・ 管理監督職勤務上限年齢による降任等に係る辞令又は通知書の交付について規定する。
 - ・ 異動期間が延長された管理監督職に関する報告について規定する。
 - ・ 定年前再任用及び暫定再任用の選考に用いる情報について規定する。
 - ・ 定年前再任用及び暫定再任用に係る辞令又は通知書の交付について規定する。
- ③ 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以降、支給額を 7 割水準とする規定の整備
 - 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則
 - 管理職手当に関する規則
 - 初任給調整手当の支給に関する規則
 - 特地勤務手当に準ずる手当に関する規則
 - 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
 - 義務教育等教員特別手当に関する規則
- ④ 再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制度が新設されたこと等に伴う所要の規定の整備
 - 職員の任用に関する規則
 - 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
 - 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
 - 職員からの苦情の処理に関する規則
 - 給料表の適用範囲に関する規則
 - 職員等の給与の支給に関する規則
 - 通勤手当の支給に関する規則
 - 単身赴任手当の支給に関する規則
 - 職員の旅費等に関する条例施行規則

(3) 定めの一部改正

- 期末手当及び勤勉手当の運用について
- 職員の定年に関する制度の運用について
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の運用について
- 初任給調整手当の支給に関する規則の運用方針
- 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- 職員等の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- 単身赴任手当の運用について
- 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について
- 育児休業等制度の運用について

3 施行日 令和5年4月1日

【質疑等】

委員：中には用語の修正や置換えが中心の規則改正もあると思うが、新たな仕組みや取扱い等の導入に係る規則改正等に該当するものを教えてほしい。また、国に準じた規則改正か。

事務局：基本的には人事院規則等に準じている。「給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則」は新たに制定するもの。「職員の定年等に関する規則」の改正においては、管理監督職勤務上限年齢の例外的な取扱いである特例任用に係る手続き等を新たに定めている。また、60歳に達した日後における最初の4月1日以降、管理職手当等の職務に関連した手当の支給額を給料と同様に7割水準とする措置を新たに導入するための規則改正案等もある。

委員：鳥取県独自のものはあるか。

事務局：定年引上げの対象となった職員には管理職手当等に7割措置が導入されることを踏まえ、任期を定めて任用される職員等の管理職手当等について、任命権者が部局内の他の職員との均衡を考慮し、人事委員会と協議して別に手当の額を定めることができることとした通知は独自に検討したもの。

◇議案第4号

選考により採用する職（心理カウンセラーの職）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県警察本部長から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請のあった職
心理カウンセラー

2 採用予定者数
1名

3 採用予定日
令和6年4月1日

4 選考により採用しなければならない理由

殺人、傷害、強姦性交、強制わいせつ、交通死亡事故、DV、児童虐待、ストーカー等の犯罪被害直後の急性期において、犯罪被害者等に寄り添い、専門的な見地から精神的な支援を行うとともに、警察職員に対する研修を実施するなど、犯罪被害者等に対するカウンセリング（心理療法）支援体制の充実を図るため、専門的知識を有する職員を選考により採用するもの。

5 配属先及び職務内容

(1) 配属先 鳥取県警察本部

(2) 職務内容 犯罪被害者等の支援、カウンセリング、職員に対する指導教養等

6 能力実証の方法

警察本部において選考を実施。

ア 受験資格

○年齢要件

昭和53年4月2日以降に生まれた人（45歳以下）

○資格要件

次のいずれかの資格を取得している人又は採用予定日までに取得見込みの人

- ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格
- ・公認心理師の資格

イ 能力実証の方法

【一次試験】

- ・専門試験 心理カウンセラーとして必要な専門的知識についての筆記試験
- ・論文試験 公務員としての必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

【二次試験】

- ・人物試験 人物、知識についての個別面接

7 試験実施スケジュール（予定）

一次試験 6月上旬

二次試験 7月中旬

合格発表 8月中旬

8 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第5号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇報告第1号

令和4年（審）第2号事案に係る審査請求の取下げについて、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和5年3月23日（木）午後3時00分から開催することとした。